

令和5年度銚田市中小企業等経営環境改善支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の拡大、原油価格及び物価高騰等の影響により経営環境が悪化している市内の中小企業者等に対し、事業の継続を支える資金として、予算の範囲内において支援金を交付することについて、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者、小規模企業者及び個人事業者(農林水産業を除く)をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗等(仮設又は臨時のものを除く)をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、令和3年4月1日時点で市内に事業所を有し事業を営む中小企業者等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人の場合、令和4年分の確定申告又は市県民税申告で申告した、売上高総利益又は営業利益を、令和2年分若しくは令和3年分と比較し、30万円以上減少しているもの
- (2) 法人の場合、令和4年を6か月以上含む事業年度の確定申告に要した決算書に記載されている売上高総利益又は営業利益を、令和2年分若しくは令和3年分を6か月以上含む事業年度と比較し、30万円以上減少しているもの
- (3) 市長が特に必要と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象とはしない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 申請日以降に事業を継続する意思のない者
- (3) 宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としている者
- (4) 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までの規定に該当する者
- (5) 暴排条例第2条第1号から第3号までに規定する者と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) 法人でその役員のうち、暴排条例第2条第2号又は第3号に該当する者がいる者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当ではないと認めるもの

(支援金の額)

第4条 この要綱により交付する支援金の額は別表1に定めるものとする。

2 支援金の交付は、1事業者1回とする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和6年2月16日ま

でに次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 銚田市中小企業等経営環境改善支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)

(2) 申告書類及び交付要件確認書類の写し(利益減少額の比較に要する2期分)

ア 法人：決算書(法人概況説明書の両面、貸借対照表、損益計算書)

イ 個人(青色申告)：確定申告書(第一表・第二表)及び所得税青色申告決算書(1～4面)又は収支内訳書

ウ 個人(白色申告)：確定申告書(第一表・第二表)及び収支内訳書

エ 個人(市県民税申告)：市県民税申告書及び収支内訳書

(3) 本人確認書類の写し

ア 法人：商業登記簿謄本(全部事項証明書(交付日から3ヶ月以内のもの))

イ 個人：本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード(表面)・住民票抄本など)

(4) 市外に本店がある場合は、市内の事業所の所在が確認できる資料

(市内事務所の不動産登記事項証明書・公共料金領収書・賃借契約書など)

(5) 振込先口座の通帳等の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付の決定)

第6条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査するものとし、適当と認められるときは支援金の交付を決定し、支援金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支援金の交付をしない決定をしたときは、申請者に対し、銚田市中小企業等経営環境改善支援金不交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した支援金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

(1) この要綱又は法令に違反したとき。

(2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(交付の取消し)

第8条 市長は前条に規定する取消しを決定したときは、銚田市中小企業等経営環境改善支援金交付決定取消通知書(様式第3号)により申請者に通知し、既に支援金を交付している場合は返還させるものとする。

(証拠書類の保存)

第9条 申請者は、支援金の交付に係る帳簿その他証拠書類を整理し、交付の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

別表1（第4条関係）

| 売上高総利益又は営業利益の減少額 | 支援金額 |
|------------------|----------|
| 30万円以上50万円未満 | 30,000円 |
| 50万円以上100万円未満 | 50,000円 |
| 100万円以上 | 100,000円 |